

令和8年（2026年）4月24日

大阪狭山市エネルギー価格高騰対策事業者支援金について

エネルギー価格の高騰により、経済的に影響を受ける大阪狭山市内の中小企業等に、事業の継続を支援することを目的として大阪狭山市エネルギー価格高騰対策事業者支援金を交付します。

つきましては、下記のとおり申請を受け付けますので、お知らせします。

- 1 対象事業者 令和8年4月30日以前に開業していて、次の要件をすべて満たす事業者
 - ・市内に主たる事業所を有する中小企業
 - ・申請時点で営業実態があり、今後も事業を継続する意思がある
 - ・対象経費が5万円以上
 - ・確定申告をしている
(令和8年1月1日以降に開業した新規開業者は除く)
 - ・市に法人などの設立・開設・異動申告書を提出している
 - ・雇用契約によらない業務委託契約などに基づく事業活動からの収入を主たる収入とし、雑所得または給与所得で確定申告をしている個人事業主にあっては、被雇用者や被扶養者ではない※令和7年10月1日～令和8年4月30日に開業した方は、新規開業の特例にて、利用できます
- 2 対象経費 令和7年10月1日～令和8年4月30日に、市内事業所の事業活動に要した光熱費または燃料費のいずれかの額
- 3 交付額 対象経費が5万円以上12万円未満：1万円
対象経費が12万円以上35万円未満：3万円
対象経費が35万円以上：5万円
- 4 申請期間 令和8年5月1日（金）～7月31日（金）（当日消印有効）
- 5 申請方法 市ホームページからダウンロード又は大阪狭山市商工会で配布する申請書と必要書類を大阪狭山市エネルギー価格高騰対策事業者支援金事務局に郵送

問い合わせ 産業にぎわいづくりグループ（担当／道籔） ☎072-366-0011